

H24 税制改正大綱速報

相続税・贈与税

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の通りに見直す。

(1)非課税限度額を次の通りとする。ただし、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した受贈者については、贈与を受けた年にかかわらず、一律 1,000 万円(省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋は 1,500 万円)とする。

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成 24 年	非課税限度額 1,500 万円	非課税限度額 1,000 万円
平成 25 年	非課税限度額 1,200 万円	非課税限度額 700 万円
平成 26 年	非課税限度額 1,000 万円	非課税限度額 500 万円

(2)適用対象となる住宅用家屋の床面積(現行 50 ㎡以上)を、東日本大震災の被災者を除き、240 ㎡以下とする。

(3)平成 24 年 1 月 1 日から 26 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

2. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を、平成 26 年 12 月 31 日まで 3 年延長する。

3. 相続税の連帯納付義務について、①申告期限等から 5 年を経過した場合(申告期限等から 5 年経過時点で連帯納付義務の履行を求めているものを除く)、②納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合は、連帯納付義務を解除する。この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限等が到来する相続税と、同日において滞納中の相続税について適用する。

4. 平成 23 年度税制改正で積み残しとなった「相続税・贈与税の改正」については、今後の税制抜本改革における実現を目指す。

土地・住宅税制(所得税・法人税等)

- 事業用資産の買換え特例の「長期(10 年超)所有の土地等、建物等から国内にある土地等、建物等への買換え」について、適用対象となる買換資産のうち、土地等の範囲の範囲を「事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されている、面積 300 ㎡以上のもの」に限定する等の見直しを行った上、適用期限を平成 26 年 12 月 31 日まで 3 年延長する。
- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の特例について、譲渡対価の要件を 1.5 億円(現行 2 億円)に引き下げた上、平成 24 年 1 月 1 日から 25 年 12 月 31 日までの間に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 居住用財産の譲渡・買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限を、平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長する。
- 認定省エネルギー建築物(仮称)のうち認定住宅に係る住宅ローン控除を新設し、住宅借入金等の年末残高の限度額を平成 24 年入居分は 4,000 万円、25 年入居分は 3,000 万円とし、控除期間(最長)を 10 年、控除率を 1.0%とする。
- 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置について、軽減税率を見直した上、適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで 3 年延長する。
- 不動産取得税の宅地評価土地の課税標準を固定資産税評価額の 1/2 相当額とする特例と、住宅及び住宅用地の取得に係る標準税率を 3%とする特例の適用期限を、平成 27 年 3 月 31 日まで 3 年延長する。

法人税制・中小企業税制(法人税等)

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を、平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。
2. 交際費等の損金不算入制度(中小法人に係る損金算入の特例を含む)の適用期限を 2 年延長し、平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度までとする。

個人所得課税(所得税等)

- その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円の上限を設ける。
- 勤続年数 5 年以下の役員等が支払を受ける退職手当等のうち、役員等の勤続年数に対応するものに係る退職所得の課税方法については、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止する。
- 各年 12 月 31 日現在で時価 5,000 万円超の国外財産を保有する居住者に対し、保有する国外財産に係る調書の提出を義務付ける制度(過少・無申告加算税 5%加算の罰則付き)を設ける。

過大支払利子税制の導入

法人の関連者への純支払金利等の額が調整所得の 50%超の場合は、当期の損益に算入しない。